

## 函館市病院事業経営強化プラン評価委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 函館市病院事業経営強化プラン（以下「強化プラン」）に基づき，強化プランの取組状況の点検・評価を行うほか，強化プランの内容の変更等について審議するため，函館市病院事業経営強化プラン評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 強化プランの進捗状況の点検・評価に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は，委員6人以内をもって構成する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから病院局長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) その他病院局長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は，令和10年9月末までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は，委員の互選により定める。
- 3 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。
- 4 委員長に事故等がある時には，委員長があらかじめ指名する委員が，その職務を代行する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
  - 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
  - 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、函館市病院局管理部経理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月10日から施行する。